

投稿論文募集のお知らせ

公益財団法人福岡アジア都市研究所 研究紀要『都市政策研究』第19号

福岡の各界各層の協力・連携のもと、都市政策を研究し、アジアの視点も取り入れながら、将来の都市戦略を提言する研究機関である（公財）福岡アジア都市研究所では、都市政策に関連する研究成果をまとめた投稿論文を募集しています。

採用された論文は、本年末発行予定の研究紀要『都市政策研究』第19号に掲載されます。論文の投稿をお待ちしています。奮ってご応募ください。

- 投稿資格：大学等に在籍する研究者等であること。複数名での共同執筆でも構いません。
 - 投稿規定：(1)本人による論文で、日本語で書いたもの（Word形式での作成）に限ります。
(2)投稿は1人（または1グループ）につき1本とします。
(3)原則未発表の論文で、本文・図表・写真等を含め、全体で計10ページ程度（15,000字程度）を目安とします。
 - 提出方法：(1)投稿を検討・希望される場合は、2017年6月30日までに、必ずご連絡ください。
(2)別途定める「執筆要領」の形態・詳細に従ってください（※上記(1)のご連絡時に、「執筆要領（Word形式）」をE-mailでお送りします）。従わない場合、投稿を受け付けないこともあります。
(3)下記E-mail宛の送信、又は記録した電子媒体（CD-R等）の郵送での投稿のみ、受け付けます。
 - 提出期限：研究論文（＝査読を要する論文）は、2017年8月31日（木）正午必着とします。
研究報告（＝査読を要しない論文）は、2017年9月29日（金）正午必着とします。
 - 結果発表：編集委員会の審査の後、2017年10月31日までに、結果を個別にご連絡します。
 - 取り扱い：(1)採用された論文は、2017年末発行予定の『都市政策研究』第19号に掲載されます。
(2)投稿費用（掲載料）負担は無料です（原稿の送付等に係る費用は投稿者の負担とします）。
なお、採用された場合は、「著作権利用料」として別途定める対価をお支払いします。
(3)投稿に際し連絡いただいた個人情報は、本紀要発行に関する事務にのみ使用します。
- ※「投稿指針（裏面）」に、その他の条件等を記載していますので、必ずよくお読みください。

《お問い合わせ 及び 投稿のお申し出先》

公益財団法人福岡アジア都市研究所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-10-1 福岡市役所北別館 6階

E-mail：toshiseisaku@urc.or.jp 電話：092-733-5686（平日9:00～17:30）



公益財団法人

福岡アジア都市研究所

URC

Fukuoka Asian Urban Research Center

研究紀要（「都市政策研究」）研究論文投稿指針《外部投稿要領》

1. 投稿資格

原則として、公益財団法人福岡アジア都市研究所（以下「URC」と略称する。）および福岡市職員、または賛助会員に限る。ただし、大学の研究者等で編集委員会が認める場合にはこの限りではない。

2. 論文内容

都市政策に関連する研究成果をまとめたものとし、特に福岡市の都市政策に対する何らかの提言的な内容を含むことが望ましい。内容は新規性または有用性のあるものでなければならない。また、原則として未発表のものに限る。

3. 投稿原稿

(1)原稿の言語は日本語に限る。本文・図表・写真等を含め、全体で計10ページ程度（15,000字程度）を目安とする。

(2)投稿論文の形態および執筆に関する詳細は、執筆要領（別紙）に従うこと。従わない場合、投稿を受け付けないこともある。

4. 投稿期日

研究論文（＝査読を要する論文）は8月末日、研究報告（＝査読を要しない論文）は9月末日をそれぞれ投稿期限とする。

なお、投稿は随時受け付けるが、投稿時期により次年度に発行する「都市政策研究」への掲載となることもある。

5. 発行期日

12月末頃に発行する。

6. 審査

提出された論文は、編集委員会による審査（投稿者が希望する場合、査読委員による査読も）を経た上で、採否を決定する。また、編集委員および査読委員による審査においては、執筆者に原稿の修正を求めることがある。採否の判定基準は以下のとおりとする。

1. 内容が都市政策研究に（広い意味で）ふさわしいか
2. 研究目的が明確で、その結論が得られているか
3. 主たる部分に、新規性または独創性が認められるか
4. 普遍性があるか。あるいは他の都市にも参考になるか
5. イデオロギー的、非常識的、過度の宣伝になっていないか
6. 論文としての体裁が整っているか。本質的誤りはないか

7. 費用

執筆者の掲載料負担は、原則として無料とする。

なお、URCは執筆者へ著作権利用料として金員を支払うことができる。その場合の詳細は、著作権譲渡契約書で別途定めるものとする。

8. 著作権

著作権譲渡契約書に基づき、執筆者は投稿論文に関する全ての著作権（著作権法第27条、同28条に定める権利を含む）をURCへ譲渡するものとする。ただし、URCは執筆者に対し、提出された論文の複写権・使用权を妨げない。

9. 投稿方法・投稿先

執筆要領に従って作成した投稿論文（Word形式）を、下記の編集委員会宛、E-mailまたは電子媒体に記録した形で期日までに投稿する。

（公財）福岡アジア都市研究所 「都市政策研究」編集委員会

住所：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-1 福岡市役所北別館6階 E-mail：toshiseisaku@urc.or.jp

2017年版（2017.2）